義務教育未修了者とは何か?

- 2010年国勢調査から見る福島県の現状 -

The Problem of People Who Did Not Complete Basic Education

— An Analysis of 2010 National Population Census in Fukushima Prefecture

碓 井 健 寛* Takehiro USUI

Abstract

義務教育を受けられなかった人びとの学習の場として公立の夜間中学や、地域のボランティアによる自主夜間中学が存在してきた。夜間中学に行けなかった義務教育未修了者はどのような人びとなのだろうか。本研究は義務教育未修了者の都道府県における分布および福島県の市町村分布を示した。まず2010年国勢調査データを用いて都道府県別に未就学者数と比率を示した。次に福島県の小地域別データから市町村別に15歳以上未就学者数とその人口比率を示した。人口規模が多いほど未就学者数が多いのだが、県の平均よりも15倍以上多い自治体が存在することがわかった。また男女別で示した場合に、各地域とも女性の方が未就学者の比率が高いことがわかった。

1. はじめに 問題の所在

本年(2016年11月18日に)、不登校の子どもへの教育機会確保や、学校外のフリースクール、夜間中学など多様な学びの場づくりを進めるための「教育機会確保法案」が、衆議院文部科学委員会にて可決された。戦争や貧困などの理由で義務教育を受けられなかった人びと(以下、義務教育未修了者と略記する)に、実質的な学習権を保障することが目的である。この法律により、公立の夜間中学などの義務教育を保障する学校が、各都道府県に設置されることになる。

夜間中学というのは、義務教育を受けられず学齢期を超えた人びとが学ぶ学校のことである。公立の夜間中学を持つ自治体は、全国で8都府県31校で25市区に存在する(文部科学省,2016a)。在籍する生徒数は、全国31校の合計で1,849人である(文部科学省,2015a)。

^{*} 創価大学経済学部: 〒192-8577 八王子市丹木町1-236, E-mail: usui@soka.ac.jp

公立夜間中学に诵っているのは主に、小学校および中学校の義務教育の時期に、病気や不登校、 そして経済的理由などで小・中学校へ诵えなかった方、戦争などの理由で日本へ帰国できなかっ た引き揚げ者の方、戦前の植民地時代に日本へ来た在日韓国・朝鮮人、近年では仕事や国際結婚 などで来日したニューカマー(新渡日)、その家族の方々が増えている。また、少数だが難民や 移民、その配偶者や二世、三世の方、あるいは過去に障害などを理由に就学義務を猶予・免除さ れた方もいる。このようにさまざまな背景を持つ生徒に対して、公立の夜間中学は暮らしに役 立つ漢字・日本語の教育に力を注いできた。

しかし夜間中学にも行けなかった義務教育未修了者はどのような人びとなのか、多くのこと はよくわかっていない。原因のひとつに厳密な統計調査が行われてこなかったことにある。1985 年に中曽根元首相が国会の答弁で70万人と打ち出しているが、算定根拠は不明である。2003年 に全国夜間中学校研究会人権救済申立専門委員会が行った調査によると、戦後、小学校・中学校 を中途退学した人の数は約126万人と推計されている(学びリンク編集部,2016)。また義務教育 未修了者の実態を把握することは、夜間中学を設置する上でも不可欠なことである。

そこで本研究では、福島県における2010年の国勢調査データを用いて、小学校を卒業してい ない義務教育未修了者の存在を確かめる。これまで行われてきた夜間中学に関する調査等と比較 して、本調査および分析には以下のような意義があると考えられる。第1に、夜間中学の存在し ない県や自治体において、義務教育未修了者がどの程度存在するのかをあきらかにできる。第2 に、地理的な観点でどこに分布しているのかを明らかにする意義はあるだろう。

本論文の構成は次のようになる。第2節では義務教育未修了者に関する各種調査の概要を示す。 第3節では2010年国勢調査における未就学者数のデータを用いて、福島県内の地域別に比較する。 最後に結論と今後の課題を示す。

2 義務教育未修了者とこれまでの調査

本節では義務教育未修了者の全体像を掴むために、これまで実施された調査を概観する。

2.1 義務教育未修了者の定義

まず義務教育未修了者の定義を明確にしておきたい。義務教育未修了者とは憲法26条で保障 されている、教育を受ける権利を享受できていない人々のことを指す。言いかえると初等・中等 教育という制度から漏れてしまった人々である。具体的には6歳から15歳までの学齢期に義務 教育を完全に、あるいは部分的に受けることができなかった人々である。

例えば以下のような人びとが該当すると考えられる。まず小学校・中学校の不登校であった子 どもたちである。学校に通うことができず保健室登校であったり、フリースクール等を居場所と

¹ 学びリンク編集部『全国夜間中学ガイド』p.22 を参考にした。

していた場合も²、実質的には教育を受ける権利が十分保障されていない。不登校のまま形式的に卒業証書だけもらってしまう、いわゆる形式卒業者である(文部科学省,2016b)。他にも居所不明児童と言われる子どもたち、あるいは、児童虐待、犯罪被害者にあった人で長い間監禁されていた場合に義務教育未修了者となり得る。また病気などを理由に就学猶予・就学免除されてきた方々も該当する。無戸籍、定住外国人の子どもたちで就学していない場合は、これに該当する。

2.2 既存調査について

義務教育未修了者がどの程度存在するのだろうか。これまで調査らしい調査が見当たらない。 義務教育未修了者ではないが、それに近い調査が行われている。本小節では、日本人の読み書き 調査、文科省の実施した夜間中学に関する実態調査および市町村に関する実態調査、そして国勢 調査を見ることにする。

2.2.1 日本人の読み書き調査

人びとの読み書きに関する調査として、1948年と55年の「日本人の読み書き調査」が実施されている。それ以降実施されていない(斉藤、2012)。1948年の調査では全国の15歳から64歳までの無作為に選ばれた成人男女約17,000人に試験を実施した。ひらがな・カタカナ・漢字の書き取りや読み、文章理解などを問う問題が、90題出題された。その際に、得点が0点であった者を「かなさえ正しく読み書きできない者」であるとし、それを完全文盲と定義した。また「かなはどうにか読み書きできるが、漢字はまったくできない者」を不完全文盲とした。その結果、全国で完全文盲と判定された者が1.6%、完全文盲者を含み不完全文盲者まで対象を広げると全体で2.1%という数値であった。年齢別で見ると55~59歳では10人に1人が不完全文盲者で、60~64歳では5人に1人が不完全文盲者であった。しかし、若年世代では世界の諸国と比べて文盲率が著しく低かったため、UNESCOの定義するfundamental education(基礎教育)の問題がないと判断された。

なお、その後の 1955年に実施された調査では、 $15 \sim 24$ 歳の青年層から 2,000人、調査対象地域を関東と東北に限定し、読み書き能力の試験が実施された。「読み書き能力が無く、日常生活に支障があると明らかに認められるもの」と判定された割合は、関東地域で 9.5%、東北地方では 15.7%であった。これらの人びとは、UNESCO の「機能的識字能力(functional literacy)」を欠く者というカテゴリーに分類されるものである。では、調査問題に 1間も回答できなかった者を、前回 1948年の試験と同様、完全文盲と定義すると、完全文盲の比率は関東地域で 0.1%、東北では 0.8%であった。

その当時の教育白書には、「アジア・アフリカ諸国の文盲率は平均60~65%と推定されている。

² 学校外の子どもの居場所、学びの場、活動の場としてのフリースクール・フリースペースなどが存在し機能していることは理解しているが、本論文では扱わない。オルタナティブ教育とも呼ばれているが、現状分析や理論的な考察は、たとえば、菊池・栄田 (2001)「オルタナティブな学び舎の社会学 - 教育の<公共性>を再考する - 」などを参照されたい。

(中略) わが国の文盲率は世界でも最も低い部類に属している。」と記している(文部省, 1959)。 このことから、斉藤(2012)は「事実上、わが国には識字教育の課題は存在していないことを宣言する根拠はここにあったのではないか」と述べている。

2.2.2 夜間中学に関する実態調査

文科省が2015年に公表した「中学校夜間学級等に関する実態調査」によると、公立夜間中学に在籍する生徒は1,849名(2014年5月現在)となっている。そのうち外国籍の生徒が1,498名と全体の約8割を占めている。外国籍の生徒の国籍をみると、中国の方が799名で、その他は、韓国(284名)、ベトナム(101名)、ネパール(97名)と、主にアジア諸国の国々が目立つ。また、少数だがブラジルやアメリカなどの欧米諸国、アフリカ諸国の生徒もいる。

日本国籍の生徒については、学齢期に義務教育を修了できなかった方がほとんどだが、日本国籍を有しながら海外で育ったため日本語を母国語としていない方や、中国帰国者二世で日本に帰化した方も少数含まれている。なお、男女比は、男性582名、女性1,267名と、女性が2倍以上である。年齢は10代から60代までがほぼ均等に在籍している。。

Figure 1 に 2015年9月現在の夜間中学30校の生徒数の入学生の背景の内訳を示す。全国の夜間中学の生徒の属性別にカウントしてみると次のようになる。永住外国人 が 415人、永住外国人以外の外国人が 959人、永住・非永住不明の外国人が 124人、義務教育未修了者が 344人、不登校などにより義務教育を十分に受けられなかった義務教育修了者が 7人、そして、その他が 7人となっている。このように年齢や国籍、歩んできた人生が様々な生徒が共に学び合っているのが、夜間中学の大きな特徴とも言える。

2.2.3 市町村に関する実態調査

文科省は「中学校夜間学級等に関する実態調査」において、全市町村に対して調査も行っている(文部科学省,2015a)。夜間中学設置に対する市民の議会請願などに関する調査結果を見てみよう。これは義務教育未修了者の調査を直接行ったものではなく、市民からのニーズが請願としてどの程度存在しているのかを見ている。調査内容は、教育委員会や首長部局に対して夜間学級設置促進等に関する要望や議会請願・議会議論の有無(平成21年~26年)があったかどうかというものである。

要望書の提出があったのは17市区町村で全体の1%。議会議論があったのも1%で、全12市区町村で全体の1%。99%の自治体はそれらがない、と回答している。夜間学級設置に関する検討状況についての設問を見ると「既に設置している」と回答したのは25市区町村(1%)。「現在検討中」であると回答したのは0市区町村(0%)。「今後検討の予定がある」というのは、1市区

^{3 『}全国夜間中学ガイド』pp.21-22 を参考にした。

⁴ 永住外国人とは、入管法第七条の1第2号による別表第2に示す永住者及び入管特例法第三条、第四条、第五条に定められた特別永住者のことである。

町村。「国の動向をふまえて検討したい」というのは 420市区町村(24%)である。一方、「現時点では検討の予定がない」と回答したのは、1,292市区町村(74%)となっている。

「現時点では夜間学級設置の検討予定がない」と答えた市区町村にさらに質問したところ、夜間学級の設置検討予定がない理由として「要望・ニーズがないから」と回答したのは、1,159市区町村(90%)。「施設・予算が不足した」と回答したのは、9市区町村(1%)。近隣市区に夜間学級が設置されておりニーズはカバーできているためと回答したのは、16市区町村(1%)。識字教室その他の事業でニーズに応えているためと回答したのは、29市区町村(2%)である。

2.2.4 国勢調査

義務教育未修了者の全体像を部分的に把握できる調査として国勢調査がある。2010年の国勢調査において全国で15歳以上の未就学者(という項目になる)が、128,187人となっている。つまり15歳以上の人口比でおよそ1000人あたりで1.2人存在するということである(総務省統計局「平成22年国勢調査」)。

ただし国勢調査における15歳以上の「未就学者」は、義務教育未修了者の全体よりも過少な数値である。第1に「未就学者」は、小学校を卒業していないか、入学していない人という定義である。つまり小学校は卒業したが中学校を卒業していない人びとの数は示されていない。第2にプライバシー情報となるため、被調査者が回答していない可能性もある。第3に、文字を読むことができないため回答できなかった可能性も考えられる。

そこで未就学者の実像をつかむために、2010年度の国勢調査で公表されているデータより、15歳以上の義務教育未修了者が都道府県別でどの程度いるのかが比較できるようなグラフを作成した。Figure 2 は、縦軸は 15歳以上人口に占める義務教育未修了者の割合である。赤色のバーは公立の夜間中学が設置されている都府県、それ以外の道県は公立の夜間中学が未設置である。2010年国勢調査から 15歳以上の未就学者数のデータを取ってみると、代表的な都道府県で、1位が大阪府で 12,195人。2位が北海道で 7,374人。3位は東京都で 7,244人となっている。

15歳以上の人口比で見たものが、Figure 3 である。沖縄県がもっとも高いことがわかる。先ほどの人数を縦軸にとった図に出てきた上位3県はそれぞれ、大阪府0.138%、北海道0.134%、東京都0.055%という比率になる。さまざま読みとることができるのだが、絶対数で未就学者数の多かった東京都、神奈川県、千葉県は、夜間中学が設置されたため、現在は未就学者の比率が低くなっているのかもしれない。また夜間中学に通うことのできる隣接県の埼玉県在住者の未就学者の人口比率が低い。しかしながら、公立夜間中学が設置されているにもかかわらず、大阪府の数値が依然として高いことがわかる。

2.2.5 調査の比較

以上、夜間中学の調査や、夜間中学に対する市町村自治体へのニーズ調査を見ることから、義務教育未修了者の存在を掴もうとしてきた。しかしながら、夜間中学の調査を行うことだけでは、

義務教育未修了者の全体像を捉えることは難しい。なぜならば夜間中学に通うことのできる人々 は、夜間中学が通う範囲にあること、つまりその自治体に在勤あるいは在住であること、そして 夜の授業に毎日通うことができる学齢期を超えた人々だからである。これらの条件を満たさない 人びとは诵うことができない。

文科省の市町村に対する調査にも問題が無いわけではない。1,159市区町村が「要望・ニーズ がないからしと回答しているが、本来は住民からなかなかニーズとしてあがってこない。その理 由として、当事者が夜間中学に诵うことのできる対象であると認識していないこと、知っていた としても通える範囲にないこと、そもそも夜間中学の存在を知らないことなどがある。

国勢調査における未就学者のデータは、たしかに統計調査としてやや信頼性に問題があると考 えられるが、その一方で、市町村の小地域別に集計されたデータであるというメリットがある。 つまり町丁字等別にデータが存在しているため、義務教育未修了者の地理的な分布を詳細に把握 することができる。

そこで次節では、国勢調査から未就学者数の地理的な分布を明らかにする。福島県の小地域別 データを用いて地域別に分布を明らかにする。

3 福島県の国勢調査・小地域別の未就学者数

福島県の国勢調査・小地域別の未就学者数を分析してみよう。データの出所およびデータの 加工法は Appendix A にまとめておいた。福島県には夜間中学は存在したことはなく、東北お よび隣県にも夜間中学は存在しない。2011年に福島県にボランティアの手によって自主夜間中 学が発足し、水曜と金曜に授業を実施しながら夜間中学設置のための運動を行っている(大谷) 2016; 松崎, 2015)。

福島県の未就学者数は 2010 年度の国勢調査データによると 2.344 名存在する(全国で 19位)。 念のために再度、未就学者数の定義を明確にする。国勢調査において15歳以上の「未就学者」は、 小学校を卒業していないか、入学していない人という意味である。つまり小学校は卒業したが中 学校を卒業していない人びとの数は示されていない。福島県において15歳以上の人口に占める 未就学者数の割合は、0.134%である(全国で20位)。全国平均は0.115%であった。

Figure 4 に、福島県を浜通り、中通り、会津という3つの地域に区分し、未就学者数と15歳 以上人口に対する未就学者の比率の図を示す。福島県全体で、女性が1,395人、男性が949人と 女性の方がやや多い。地域別に見てみると中通り、浜通り、会津の順に未就学者数が多い。いず れの地域でも女性の方が多い。

次に、15歳以上人口に占める未就学者数の比率を見てみよう(Figure 5)。男女合計の比率では、 浜通りと中通りがほぼ同率で、会津がやや低い。また特徴として、会津の男女比の差が目立っている。 最後に市町村別のデータを見てみよう。福島県には全59市町村あるが、その数と比率の分布 状況を示したものが Table 1 である。未就学者数の多い自治体から順に並べている。いわき市、 西郷村、福島市、郡山市、会津若松市と、西郷村を除いて人口の多い自治体が上位に存在する。

西郷村は比率で見ると、全体で2.04%と、県の平均である0.13%と比べて15倍以上高い。

西郷村の未就学者数の多い該当地区内には、数百人規模の障がい者施設、老人ホーム、生活保護受給者の施設がある。1979年に養護学校が義務教育になる前に就学免除・就学猶予されていた人びとが多く住んでいる可能性が考えられるが、明確な原因は不明である。

4 結論と今後の課題

本研究では、義務教育未修了者がどの程度、地域に分布しているかを示すために、2010年の国勢調査データを用いて、都道府県別に15歳以上の未就学者数と、その人口比を示した。次に福島県の小地域別国勢調査データから同様に、未就学者数と比率を市町村別に示した。全体的な傾向として人口規模が多いほど未就学者数が多いのだが、県の平均よりも15倍以上多い自治体が存在することがわかった。また男女別で示した場合に、各地域とも女性の方が未就学者の比率が高いことがわかった。

2014年5月に下村博文文部科学大臣は「各都道府県に1校以上の夜間中学設置が必要」と答弁した。これは義務教育未修了者に対する政府の方針と解されている(文部科学省,2015b)。また衆参両院の超党派の議員による「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」が発足し、「教育機会確保法案」が2016年11月18日に衆議院文部科学委員会で可決された。子どもたちや義務教育を受けることのできなかった人びとの、実質的な機会保障を下支えする法案が国会で成立することが見込まれる。

この法案の第14条には「地方公共団体は、学齢期を経過した者であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」と書かれている(衆議院,2016)。そのためには、各都道府県や自治体の教育委員会等が、義務教育未修了者の潜在的なニーズがどこに、どの程度存在するのかを把握することが重要である。ニーズを把握した上で、どのように広報活動を実施していくかは、夜間中学や自主夜間中学の先行事例を参考にしながらすすめていくことが望ましい。

また、国においては2020年度に実施予定の国勢調査では、さらなる統計調査の整備が求められる。具体的には、義務教育未修了者数を、小学校を卒業できなかったのか、中学校を卒業できなかったのか、それぞれの項目に分けるべきである。また年齢別、従事している職業別にクロス集計することも不可欠である。15歳以上の義務教育未修了者の多くは、すでに就業していることが見込まれるからである。

本研究の今後の課題として、未就学者がどのような特性を持つのかを統計的に明らかにすることが重要である。人口に対して未就学者の存在する比率は数%程であるため、カウントデータ分

⁵ 例えば、神奈川県厚木市で実施されている自主夜間中学の「あつぎえんぴつの会」は、地域の市民が支える自主運営の夜間中学である。厚木市は広報を通じて、あつぎえんぴつの会の勉強会での写真や体験を織り交ぜながら、市民全員に届くような広報活動を展開している。広報あつぎ (2016) を参考にして欲しい。

析のようなアプローチが有効である。町丁字別データを国勢調査から入手できるため、全国で数十万地区のサンプルサイズで精密な分析が期待できる。あわせて地理的にどのように偏在しているのかを示すことも重要である。また、本研究では通信制中学について触れていないが、夜間中学と同じく教育機会を確保するために必要な学校であるため、調査する必要があるだろう。

謝辞 福島駅前自主夜間中学の生徒や先生の皆さんには、見学やインタビューなどでお世話になりました。代表の大谷一代さんには貴重な資料を頂くとともに、論文へのコメントも頂きました。感謝いたします。なお本稿における誤りは全て筆者の責任に帰すものです。

References

- [1] 大谷一代(2016)「福島駅前自主夜間中学と夜間中学設立運動」『社会教育』,723.
- [2] 菊池栄治・永田佳之 (2001) 「オルタナティブな学び舎の社会学 教育の < 公共性 > を再考する 」 『教育社会学研究』, 68, 65-84.
- [3] 広報あつぎ(2016)「第1224号」2月1日発行. http://ikouhoushi.jp/p/8001#page/5
- [4] 斉藤泰雄(2012)「識字能力・識字率の歴史的推移.日本の経験」『国際教育協力論集』, 15, 51-62.
- [5] 衆議院 (2016) 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案」第190回国会議案の一覧. http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19001034.htm
- [6] 総務省統計局「平成22年国勢調査」. http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm
- [7] 日本国憲法「第3章 国民の権利及び義務 第二十六条」国立国会図書館 1946年11月3日憲法. http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j01.html#s3
- [8] 学びリンク編集部 (2016) 『全国夜間中学ガイド』学びリンク.
- [9] 文部科学省 (2015a)「中学校夜間学級等に関する実態調査について」. http://www.mext.go.jp/a menu/shotou/yakan/icsFiles/afieldfile/2015/05/18/1357927 01 2.pdf
- [10] 文部科学省(2015b)「下村博文文部科学大臣記者会見録(平成27年5月12日)」大臣官房総務課広報室. http://www.mext.go.jp/b menu/daijin/detail/1357480.htm
- [11] 文部科学省(2016a)「中学校夜間学級の設置状況について(2016年4月時点)」. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/yakan/1364960.htm
- [12] 文部科学省(2016b)「小・中学校への就学について:義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(通知)」平成27年7月30日. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1361951.htm
- [13] 文部省(1959)『わが国の教育水準』大蔵省印刷局.
- [14] 松崎敦子(2015)「『公立夜間中学をつくる会』が取り組む学びの機会の開拓」政経東北、2015年9月号.

Appendix A データの出所および加工法

総務省統計局の平成22年国勢調査より、未就学者数に関するデータの入手手順を示す。ここでは福島県のデータを入手することを記すが、他の都道府県においても同様の手順で入手可能である。

- 1. 総務省統計局 平成22年国勢調査 >
- 2. 小地域集計結果 (e-stat) >
- 3. 小地域集計 07 福島県 >
- 4.14 在学か否かの別・最終卒業学校の種類 (6区分), 男女別15歳以上人口-町丁・字等の csv 形式のファイルをダウンロード

福島県内の全市町村および町丁字等別の未就学者数のデータである。9行目以下を全て選択し表計算ソフト(たとえば Excel など)のフィルタ機能を使う。以下で市町村、町名別、丁・字名別に表示するための手順を示す。

- ・市町村別に表示したい場合
 - C列目の地域識別番号をクリックし1.2.3のうち1のみを選択する
 - そうすると福島県内の59市町村データになる。
- ・町名別に表示したい場合
 - -同様にC列目の地域識別番号をクリックし、2のみを選択すると、
 - 各市町村内の町別データとなる (データ個数は1,904個)。
- ・丁・字名別に表示したい場合
 - 同様に C 列目の地域識別番号をクリックし、3 のみを選択すると、
 - 各市町村内の丁・字名別データとなる (データ個数は 5,389 個)。
 - ただし丁・字名のつかない町名は除外されている。

Table 1: 福島県全59 市町村の15 歳以上に占める未就学者数と比率

	市区町村		総数(合計)			男			女		
地域	コード	市区町村名	人口 ^(a)	未就学者	(%) (b)	人口 ^(a)	未就学者	(%) (b)	人口 ^(a)	未就学者	(%) (b)
		福島県	1, 740, 909	2, 344	0. 13	835, 901	949	0. 11	905, 008	1, 395	0. 15
浜通り	7204	いわき市	294, 177	435	0. 15	140, 742	172	0. 12	153, 435	263	0. 17
中通り	7461	西白河郡西郷村	16, 601	338	2. 04	8, 342	165	1. 98	8, 259	173	2.09
中通り	7201	福島市	249, 239	306	0. 12	118, 254	131	0. 11	130, 985	175	0.13
中通り	7203	郡山市	285, 782	266	0.09	138, 735	109	0.08	147, 047	157	0.11
会津	7202	会津若松市	108, 011	117	0. 11	50, 555	44	0.09	57, 456	73	0.13
中通り	7210	二本松市	52, 042	103	0. 20	24, 966	29	0. 12	27, 076	74	0. 27
中通り	7466	西白河郡矢吹町	15, 779	95	0.60	7, 776	51	0.66	8, 003	44	0. 55
浜通り	7547	双葉郡浪江町	18, 098	69	0.38	8, 764	31	0.35	9, 334	38	0.41
会津	7208	喜多方市	45, 691	59	0. 13	21, 318	20	0.09	24, 373	39	0.16
中通り	7207	須賀川市	67, 188	52	0. 08	32, 381	22	0. 07	34, 807	30	0.09
中通り	7205	白河市	55, 055	46	0. 08	26, 887	17	0.06	28, 168	29	0.10
浜通り	7212	南相馬市	61,005	42	0. 07	29, 324	14	0.05	31, 681	28	0.09
中通り	7213	伊達市	57, 588	40	0. 07	27, 728	10	0.04	29, 860	30	0.10
中通り	7501	石川郡石川町	15, 622	23	0. 15	7, 592	12	0. 16	8, 030	11	0.14
浜通り	7545	双葉郡大熊町	9, 665	22	0. 23	4, 838	11	0. 23	4, 827	11	0. 23
中通り	7308	伊達郡川俣町	13, 804	21	0. 15	6, 683	4	0.06	7, 121	17	0. 24
会津	7362	南会津郡下郷町	5, 739	21	0. 37	2, 756	0	0.00	2, 983	21	0. 70
中通り	7211	田村市	35, 287	20	0.06	17, 000	8	0. 05	18, 287	12	0. 07
浜通り	7543	双葉郡富岡町	13, 587	19	0. 14	6, 914	12	0. 17	6, 673	7	0. 10
会津	7368	南会津郡南会津町	15, 785	19	0. 12	7, 588	10	0. 13	8, 197	9	0.11
会津	7421	河沼郡会津坂下町	15, 004	19	0. 13	7, 066	8	0. 11	7, 938	11	0. 14
会津	7447	大沼郡会津美里町	20, 048	19	0.09	9, 389	8	0.09	10, 659	11	0. 10
浜通り	7564	相馬郡飯舘村	5, 417	19	0. 35	2, 692	5	0. 19	2, 725	14	0. 51
中通り	7342	岩瀬郡鏡石町	10, 805	15	0. 14	5, 268	6	0. 11	5, 537	9	0. 16
浜通り	7209	相馬市	32, 409	14	0.04	15, 614	6	0. 04	16, 795	8	0.05
中通り	7481	東白川郡棚倉町	12, 769	13	0. 10	6, 181	6	0. 10	6, 588	7	0. 11
中通り	7301	伊達郡桑折町	11, 305	12	0. 11	5, 275	2	0. 04	6, 030	10	0. 17
中通り	7344	岩瀬郡天栄村	5, 514	11	0. 20	2, 676	4	0. 15	2, 838	7	0. 25
中通り	7483	東白川郡塙町	8, 638	10	0. 12	4, 177	4	0. 10	4, 461	6	0. 13
中通り	7214	本宮市	26, 798	10	0. 04	12, 984	3	0. 02	13, 814	7	0.05
中通り	7322	安達郡大玉村	7, 368	9	0. 12	3, 571	2	0.06	3, 797	7	0.18
会津	7408	耶麻郡猪苗代町	13, 841	9	0. 07	6, 541	2	0. 03	7, 300	7	0.10
会津	7405	耶麻郡西会津町	6, 647	8	0. 12	3, 178	3	0.09	3, 469	5	0. 14
浜通り	7546	双葉郡双葉町	5, 998	8	0. 13	2, 886	2	0. 07	3, 112	6	0.19
浜通り	7561	相馬郡新地町	7, 105	7 5	0. 10	3, 411	3 2	0.09	3, 694	4	0. 11
中通り	7521 7522	田村郡三春町	15, 934	5	0. 03	7, 645 4, 720	1	0. 03	8, 289	-	0. 04
中通り	7522 7544	田村郡小野町 双葉郡川内村	9, 805 2, 560	5 5	0. 05 0. 20	1, 273	1	0. 02 0. 08	5, 085	4	0. 08 0. 31
浜通り 中通り	7544		3, 502	4	0. 20	1, 273	3	0. 08	1, 287 1, 773	1	0. 31
	7404	東白川郡鮫川村	2, 770	4	0. 11	1, 729	2	0.17	1, 773	2	0.00
会津 中通り	7402	耶麻郡北塩原村 伊達郡国見町	8, 905	3	0. 14	4, 264	1	0. 15	4, 641	2	0.14
中通り	7465	西白河郡中島村	4, 349	3	0. 03	2, 118	1	0. 02	2, 231	2	0.04
中地り 会津	7367	南会津郡只見町	4, 349	3	0. 07	2, 110	0	0.00	2, 231	3	0.09
会津	7445	大沼郡金山町	2, 311	3	0. 07	1, 075	0	0.00	1, 236	3	0. 13
会津	7443	河沼郡柳津町	3, 579	2	0. 13	1, 724	0	0.00	1, 250	2	0. 24
会津	7446	大沼郡昭和村	1, 396	2	0. 00	664	0	0.00	732	2	0. 11
浜通り	7548	双葉郡葛尾村	1, 358	2	0. 14	703	0	0.00	655	2	0. 27
会津	7407	耶麻郡磐梯町	3, 297	1	0. 13	1, 552	1	0.06	1, 745	0	0.00
中通り	7505	石川郡古殿町	5, 261	i	0. 03	2, 560	1	0.04	2, 701	0	0.00
中通り	7464	西白河郡泉崎村	5, 840	i	0. 02	2, 814	0	0.00	3, 026	1	0.03
中通り	7482	東白川郡矢祭町	5, 593	i	0. 02	2, 696	0	0.00	2, 897	i	0.03
中通り	7502	石川郡玉川村	6, 195	i	0. 02	3, 069	0	0.00	3, 126	1	0. 03
中通り	7504	石川郡浅川町	5, 893	1	0. 02	2, 896	0	0.00	2, 997	1	0. 03
浜通り	7541	双葉郡広野町	4, 653	i	0. 02	2, 283	0	0.00	2, 370	i	0.03
会津	7364	南会津郡檜枝岐村	555	0	0.00	279	0	0.00	276	0	0.00
会津	7422	河沼郡湯川村	2, 857	0	0.00	1, 316	0	0.00	1, 541	0	0.00
会津	7444	大沼郡三島町	1, 792	0	0.00	828	0	0.00	964	0	0.00
		a continue and a	.,								
中通り	7503	石川郡平田村	6, 009	0	0.00	2, 978	0	0.00	3, 031	0	0.00

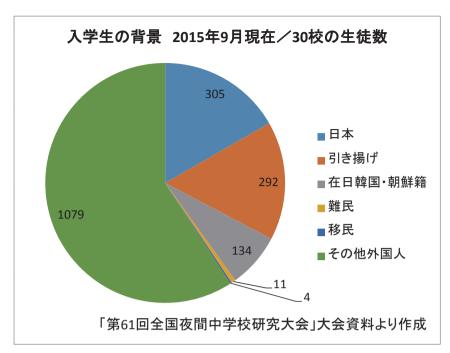


Figure 1: 夜間中学の入学生の内訳 (2015年9月現在)

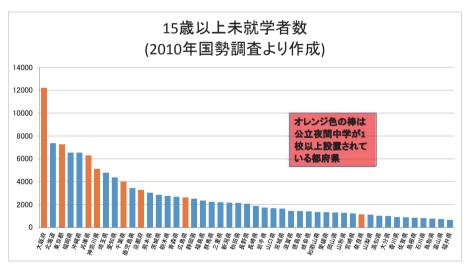


Figure 2:全国の15歳以上義務教育未就学者(未修了者)数



Figure 3:全国の15歳以上義務教育未就学者(未修了者)の比率

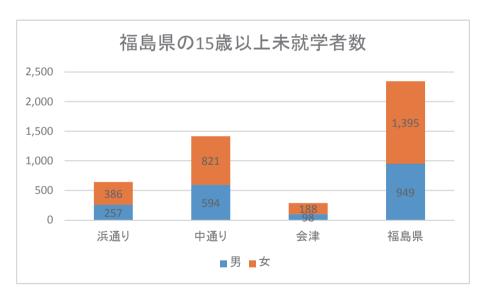


Figure 4: 地域別·未就学者数

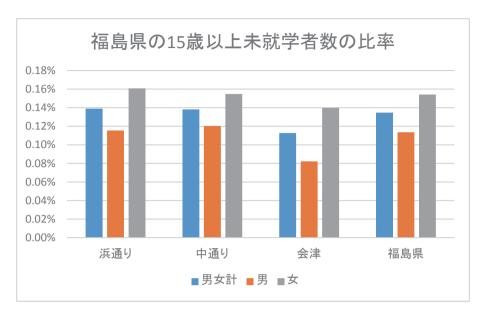


Figure 5:地域別・未就学者の比率